

訪問介護 重要事項説明書

(令和7年6月1日現在)

1 事業者（法人）の概要

事業者名称	合同会社ルフレ
代表者氏名	衣斐 翔太
法人所在地 (電話番号)	岐阜県岐阜市藪田南1丁目3番12号 058-214-8397
法人設立日	令和5年10月16日
業務の概要	訪問介護

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーションルフレ
介護保険 指定事業所番号	第2170115626号
事業所所在地	岐阜県岐阜市藪田南1丁目3番12号
連絡先	058-214-8397
通常の 事業実施地域	岐阜市 瑞穂市 本巣郡北方町 羽島郡岐南町 羽島郡笠松町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
窓口受付時間	9:00～18:00
サービス提供時間	7:00～20:00
※ 緊急時は電話等により24時間連絡がとれる体制としています。	

(3) 事業所の職員体制

役職	保有資格	人員数
管理者	介護福祉士	常勤 1名
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤 2名
訪問介護員	介護福祉士	常勤 4名 パート 2名

3 提供するサービスの内容

サービスの種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じた具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身 体 介 護	① 排泄介助	トイレ誘導や介助、オムツ交換、尿量測定等。 状態に合わせて、見守り、一部介助、全介助を行います。
	② 食事介助	下膳、配膳、食事や水分補給、摂取量のチェック等。 状態に合わせて、見守り、一部介助、全介助を行います。
	③ 服薬介助	薬の用意、服薬の見守りや介助、確認を行います。
	④ 入浴介助	入浴の準備、入浴中の介助、浴後の清掃。 シャワー浴、部分浴（手浴、足浴）等。 状態に合わせて、見守り、一部介助、全介助を行います。
	⑤ 整容介助	整髪、髭剃り、爪切り、化粧等。 状態に合わせて、見守り、一部介助、全介助を行います。
	⑥ 更衣介助	入浴前後、起床や就寝の時の着替えの介助を行います。 状態に合わせて、見守り、一部介助、全介助を行います。
	⑦ 移動介助	歩行、車いす⇄ベッド等への移乗、体位変換等。 状態に合わせて、見守り、一部介助、全介助を行います。
	⑧ 外出介助	買い物や通院等に同行し、見守りや介助を行います。 外出前の持ち物の準備を含みます。 ※外出先は徒歩や車いすで行ける範囲に限ります。 ※日常生活上必要であると認められる場合に限ります。
生 活 援 助	⑨ 調理	一般的な調理、配膳、片づけを行います。 ※利用者以外の家族等の調理は含みません。
	⑩ 洗濯補修	洗濯、乾燥、洗濯物の取り込みや収納。 他にボタン付けやほつれの補修等、専門技術の必要ない短時間でできる補修を行います。
	⑪ 掃除 整理整頓	ベッドメイク、居室内やトイレ、風呂等の清掃、ゴミ出し等を行います。（掃除道具等の準備・片づけを含む） ※家族の居室等、利用者が日常生活で使用していない場所は含みません。
	⑫ 買い物代行	生活必需品の買い物を代行します。 ※嗜好品、灯油等の危険物は買いに行けません。

サービスの種類		サービスの内容
付随する業務 生活援助 に よ び	⑬ 健康確認	訪問時の安否確認、バイタルチェック等を行います。
	⑭ 環境整備	室内の照明調整、空調調節。 ベッドまわりの簡単な整頓などを行います。
	⑮ 相談援助	利用者の悩みや疑問の傾聴。 必要に応じた情報の提供を行います。

※ 買い物時の金銭の扱いについて

訪問介護員は、希望の品物をお聞きし、代金をお預かりして買い物に行きます。
 買い物後、購入品目・預かり金額・買い物金額・おつりを、領収書（レシート等）
 で利用者を確認していただきます。
 預かり金額・買い物金額・おつり・購入店を実施記録に記入します。

（その他）

- ・訪問介護員の駐車場は、利用者の負担にて確保願います。
- ・年金等の管理、金銭の貸借等、買い物を除く金銭の取り扱いはできません。
- ・利用者のためのサービス提供となりますので、庭の草刈りや家族の食事の用意等
 をすることはできません。
- ・掃除等は、利用者の自立支援を目的とした範囲で行い、ヘルパーが援助できる場
 合は限られます。
- ・有毒な消毒（室内外を問わず）等はいりません。
- ・訪問介護員は、茶菓子や金品の心遣いはお受けできません。

4 利用料金について

※ 介護保険法に基づき、合計の単位数に地域区分（岐阜市10.42、瑞穂市10、北方町10、岐南町10、笠松町10）を乗算したものが基本料金となります。

※ 利用者の負担料金は、介護保険負担割合（1～3割）に応じて異なります。

(1) 料金表【要介護：基本料金】

種類	サービス所要時間 (1回あたり)	利用単位	利用者負担額 ※1回あたり (1割負担、岐阜市の場合)
身体介護	20分未満	196単位	205円
	20分～30分未満	293単位	306円
	30分～1時間未満	464単位	484円
	1時間～ (以降、30分増すごとに加算)	680単位 (+99単位)	709円 (+104円)
生活援助	20分未満		
	20分～45分未満	215単位	224円
	45分～70分未満	264単位	275円
	70分～		
身体介護中心＋生活援助	身体介護20分～30分未満 生活援助20分～45分未満	371単位	387円
	身体介護20分～30分未満 生活援助45分～70分未満	449単位	468円
	身体介護20分～30分未満 生活援助70分～	527単位	550円
	身体介護30分～1時間未満 生活援助20分～45分未満	542単位	565円
	身体介護30分～1時間未満 生活援助45分～70分未満	620単位	646円
	身体介護30分～1時間未満 生活援助70分～	698単位	728円
	身体介護1時間～ 生活援助20分～45分未満	758単位	790円
	身体介護1時間～ 生活援助45分～70分未満	836単位	872円
	身体介護1時間～ 生活援助70分～	914単位	953円

(2) 料金表【要支援：基本料金】

種類	利用単位	利用者負担額 ※1ヶ月あたり (1割負担、岐阜市の場合)
1週間に1回	1176単位	1,225円
1週間に2回	2349単位	2,448円
1週間に3回(要支援2以上)	3727単位	3,884円

(3) 料金表【加算】

以下の要件を満たす場合、(1)の【基本料金】に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 (1割負担、岐阜市の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した時。 前回サービス提供時から2ヶ月以上期間が空いてサービスを提供する時。	208円 (200単位)
緊急時 訪問介護加算	利用者や家族から要請を受け、緊急にサービスを提供した時。	104円 (100単位)
夜間・早朝 加算	夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00) にサービスを提供した時。	【基本料金】の25%
特定事業所加算		【基本料金】の20% ※料金表に既に含まれています。
※介護職員等 処遇改善加算		月間総単位数の 24.5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(4) 通常の事業実施地域を超えてサービスを提供する場合

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 100円
 - ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 200円
- 以降5キロメートル増すごとに 200円

(その他)

- ・料金設定の基本となる時間は、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ・やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。(訪問介護員の指導等、2人での介助が目的でない場合は対象になりません)
- ・介護保険給付対象外のサービスにつきましては、別途契約のうえ、お支払い頂きます。

5 キャンセル

利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス実施日の前日17:00までにご連絡ください。

それ以降の無断のキャンセルに関しては、下記のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。

ただし、利用者の様態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日17:00まで	無 料
サービス利用日の前日17:00以降	500円

6 料金のお支払い方法

- ・利用料金のお支払い方法は、原則口座引落としとさせていただきます。
- ・利用した翌月の中旬に請求書を郵送し、請求月の26日前後の引落としとなります。
- ・利用初月で口座振替が間に合わない場合や、諸事情により引落としによるお支払いが難しい場合には、請求月の翌月に合算請求か、または請求月の月末までに以下の口座に振込みにてお支払いをお願いすることがあります。

※振込手数料は各自でご負担ください。

口座名	合同会社ルフレ 代表社員 衣斐 翔太 岐阜商工信用組合 本荘支店 (普通) 2809567
-----	--

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

8 虐待防止に関する措置

本事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、家族と相談の機会を設けながら、最善の措置を講じます。

9 介護者への暴力

利用者による暴力、暴言、その他症状の悪化により、1人で対応困難な場合、家族や居宅介護支援事業者等と相談のうえ、2人体制をとらせていただく場合があります。

1 0 介護保険法の改正

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改訂があった場合、本事業者の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

1 1 損害賠償について

利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

ただし利用者や家族に重大な過失がある場合には責任を負いかねます。

1 2 秘密保持について

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、従業員が退職後在職中業務上知り得た、利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

当事業所は文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、利用者の個人情報を用いることができるものとします。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

1 3 相談・苦情窓口

サービス提供に関するご相談や苦情は次の窓口で対応いたします。

窓口	電話番号
ヘルパーステーションルフレ	058-214-8397

公的機関についても、次の機関にて苦情申し出等ができます。

窓口	電話番号
岐阜県国民健康保険団体連合会	058-275-9826
岐阜市 介護保険課	058-214-2093
もとす広域連合 介護保険課	058-320-2220
岐南町役場 保険年金課	058-320-1341
笠松町 健康保険課	058-388-7171

年 月 日

訪問介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業者 ヘルパーステーションルフレ
介護予防・日常生活支援総合事業者

説明者 氏名 _____ 印

本書面に基づき、事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護の提供に同意しました。

利用者 住所
氏名 _____ 印

利用者の家族等 住所
氏名 _____ 印